

○財務省
経済産業省 令第一号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

財務大臣 片山さつき

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 城内 実

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令の一部を改正する省令

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和五年
財務省
経済産業省 令第一号）の一部を次のように改正

する。

第二条第一号へ中「第二条第十九項」を「第二条第二十二項」に改める。

附 則

この省令は、資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。